

新成人 新たな門出



- ①新成人を代表して答辞を述べる小野遥さん(金山)
- ②新成人を代表して記念品を受け取る田邊樹さん(金山)
- ③厳粛な雰囲気で行われた式典
- ④凛々しい表情で式典に出席する新成人
- ⑤⑥新成人の華やかな衣装
- ⑦式典後に行われた記念撮影
- ⑧⑨友達との思い出の1枚
- ⑩話題の自撮り棒を使い撮影
- ⑪⑫旧友との再会に笑顔が溢れる
- ⑬久しぶりの再会に盛り上がるレセプション



式典後は、成人式実行委員会主催の立食によるレセプションが行われ、中学校時代の恩師からお祝いの言葉が贈られた後、ビンゴゲーム等の催しが行われました。

新成人たちは、この日のために駆けつけてくれた中学校時代の恩師や旧友と近況報告や写真撮影を行う等、笑顔で再会を喜び合っていました。

1 月11日に、平成27年美浜町成人式がなびあすで行われました。

今年、成人を迎えたのは、平成6年から平成7年にかけて生まれた129人の方々です。

式には、色鮮やかな振袖や羽織袴、新しいスーツを着た新成人が出席し、厳粛な雰囲気の中で式典が行われました。

式典では、山口町長をはじめ、来賓の方々からお祝いの言葉が贈られ、その後、新成人を代表して小野遥さん(金山)が、「成人として、社会の規則・秩序を守り、責任ある行動をとるとともに、美浜町民としての誇りと自覚を持ち、成長していく決意です。これから立派な社会人となるよう一生懸命努力し、未来へ向けて一歩一歩、力強く歩んでいくことを誓います」と答辞を述べられました。



二十歳の誓い

成人を迎えた129人。
 その中から16人の方にご登場いただき、成人を迎えるの抱負や美浜町への思い等を語っていただきました。

質問

- ①成人を迎えるの抱負を教えてください。
- ②美浜町について思う事を教えてください。



田邊 樹さん (金山)
 ①何をすることも大人として見られるため、自覚を持って生活したいです。
 ②美浜町は、人の温かい良い町です。今後さらに活性化してほしいです。



八木 直也さん (郷市)
 ①私たち新成人が、若い力で町を盛り上げたいです。
 ②美浜町は、自然いっぱい人の優しいところですね。



山口 政郁さん (河原市)
 ①男性にかっこいいと思われる男になりたいです。
 ②へしちゃんを改良して、さらに全国へPRしてほしいです。



岸下 侑加さん (新庄)
 ①気がつかえて、周りを明るくできるような人になります。
 ②自然豊かな美浜町が大好きです。



中野 紫央李さん (日向)
 ①幸せな家庭を築きたいです。
 ②イベント等でさらに美浜町をPRして、活性化してほしいです。



森本 悠太さん (河原市)
 ①美浜町で教員ができるように勉強に励んでいます。
 ②これまで育ててくれた美浜町には、感謝の気持ちでいっぱいです。



野崎 美里さん (北田)
 ①公務員になり、今までお世話になった地域の方に恩返しをしたいです。
 ②美浜町がポートの町として有名であることを誇りに思います。



武長 諒さん (佐柿)
 ①町づくりに貢献できる大人になりたいです。
 ②美浜町は、自然が多く環境が素晴らしいところです。



秋山 千穂さん (佐野)
 ①看護師を目指して勉強しています。
 ②美浜町は、帰ってきて落ち着く場所です。将来は、美浜町で働きたいです。



森 一将さん (佐田)
 ①医師を目指して勉強に励んでいます。
 ②将来は、お世話になった美浜町のために貢献したいです。



田中 芙由子さん (山上)
 ①グラフィックデザイナーを目指しています。
 ②人の温かさや落ち着いた雰囲気等、外に出て美浜町の良さが分かりました。



大角 惇人さん (早瀬)
 ①福井に戻り教員になりたいです。
 ②美浜町は、海があり落ち着く良いところですが、今後さらに活気ある町になってほしいです。



河島 梨江さん (久々子)
 ①県外に出てさまざまなことを経験し、親のありがたさを実感しました。いつか親孝行をしたいです。
 ②離れて美浜町の温かさに気がきました。



松井 大知さん (松原)
 ①電気設備の施工管理の仕事に就きたいです。
 ②将来は美浜町に戻り、少しでも町に貢献したいと思います。



大迫 楓さん (郷市)
 ①周りに迷惑をかけず、責任ある行動がとれる大人になりたいです。
 ②美浜町の豊かな自然を活かして、さらに町をPRしてほしいです。

コミュニティバスの運行体系が変わります

町では、町民の皆さんの利便性向上を図るため、4月1日から、運行ダイヤを変更するとともに、一部予約方式を導入したコミュニティバスを運行します。今月号では、新しい運行体系の概要についてお知らせします。

※具体的な運行内容や利用方法等については、来月号で詳しくお知らせします。



↑現在のコミュニティバス(4月1日より新車両に替わりま

運行体系見直しの経緯

町では、コミュニティバスをより利用しやすい公共交通とするため、平成24年度から美浜町地域公共交通会議の下に「美浜町新公共交通体系検討ワーキンググループ」を設置し、現行のコミュニティバスの現状と課題の分析を進めてきました。

検討の結果、現行のバスは、車両の老朽化や維持コストの増加、利用者数の減少等、多くの問題点が浮きぼりとなりました。

このため、町では、これらの問題を改善するとともに、利用者の利便性向上を図るため、バスの運行体系を見直すこととしました。

3 バス停の増設

最寄りのバス停が遠い地域に、道路幅や車両サイズを考慮した上で、予約用のバス停を24箇所増設し、従来不便であった地域の利便性向上を図ります。

※バス停の増設に伴い、予約便の運行経路は従来の経路から一部変更になります。



4 車両の変更

老朽化した車両について、利用者数の少ない路線に小型車両を導入する等、各路線に適した新しい車両に変更します。

▼ブルースカイ(丹生線)

29人乗り中型バス

▼ゆうなぎ(日向線)

14人乗り小型バス

▼やまびこ(新庄線)

14人乗り小型バス

※車両デザインは、全線で効率的に利用できるよう統一したデザインを予定しています。

新しい運行体系5つのポイント

新しい運行体系では、コミュニティバスの問題点に加え、福祉タクシーや一般タクシー、民間路線バス等との棲み分けや整合性を踏まえ、次のとおりとしました。

1 予約方式の導入

利用者の少ない日中の時間帯に電話やFAXで運行を依頼する予約方式を導入します。

予約便は、利用者がいる場合のみ運行するため、効率的な運行が可能となり、更に、予約のないバス停を通らないため、移動時間の短縮(最短距離の運行)が図れます。

なお、予約便は出発時間が決まっております。利用者で乗車時間を決めることはできません。また、乗り合い状況によって発着時間の変動するため、時間に余裕をもった行動が必要となります。

※利用者の多い朝夕の時間帯は、

5 運賃の改定

運賃については、これまで効率的な運行による経費削減について検討してきましたが、消費税率の引き上げをはじめ、利用者の減少に伴う1人当たりの運行経費が増加していること、更に、今回導入する予約方式やバス停の増設等を踏まえ、次のとおりとしました。



なお、定期乗車券及び回数乗車券については、定時定路線、予約を問わず従来どおり利用できますが、普通定期券のみ1ヶ月あたり440円値上げします。また、目的地が乗車する路線上にない場合は、従来どおり1回分の運賃で他の路線に乗り継ぐことができます。

▼定期乗車券

(普通) 6,600円(1ヶ月あたり)
(学生) 5,280円(1ヶ月あたり)

▼回数乗車券

1,000円(100円分乗車券11枚)

町民の皆さんには、ご理解とご協力をお願いします。

町では、今後もコミュニティバスが町民の皆さんのより良い移動手段となるように、平成27年4月1日から1年間(平成28年3月31日まで)を試験運行し、その利用者状況やご意見等を引き続き地域公共交通会議で協議してまいります。

※お問い合わせ先

町住民環境課(担当・上野)

☎ 32-6703

運賃体系

区分	運賃	備考
大人	300円	12歳以上(中学生)
子ども	100円	12歳未満(満12歳の小学生を含む)
幼児	無料	6歳未満(満6歳の未就学園児を含む)
身体障害者等	免除	①身体障害者手帳の交付を受けている方で、級別が3級以上の方 ②精神障害者健康福祉手帳の交付を受けている方 ③戦傷病者手帳の交付を受けている方 ④療養手帳の交付を受けている方 ※乗車時に手帳等を提示してください。

2 運行台数の増便

便数を従来の24便から34便に増便します。これにより、おおむね1時間に1便運行(2時間で1往復)が可能となります。



路線	現行	改定		
	定期便	定期便	予約便	計(増便数)
ブルースカイ(丹生線)	8便	5便	5便	10便(2便)
ゆうなぎ(日向線)	8便	5便	7便	12便(4便)
やまびこ(新庄線)	8便	5便	7便	12便(4便)
計	24便	15便	19便	34便(10便)

美浜町人事行政の運営等の 状況を公表します

町では、人事行政について、町民の皆さんに運営状況を明らかにしながら、更なる適正化を進めています。
条例や町議会における予算の審議を通じて公表していることとあわせて、町民の皆さんにより一層ご理解いただくため、今月号では人事行政の運営等の状況をお知らせします。

※その他の詳細な項目については、町のホームページで公表しています。 町ホームページ <http://www.town.mihama.fukui.jp/>

8. 職員手当 (平成26年度分)

区分	内容
扶養手当(月額)	配偶者 13,000円 配偶者以外1人目 6,500円(配偶者がいない場合は11,000円) 〃 2人目以降 6,500円 ※満16歳以上22歳までの子1人については、5,000円を加算。
住居手当(月額)	世帯主である職員に借家12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円まで
通勤手当(月額)	通勤距離2km以上で距離に応じて2,000円から31,600円まで
宿日直手当(1回)	4,200円 ※5時間未満の勤務の場合 1回2,100円
管理職手当(月額)	・課長級 49,500円～57,800円 ・総務課長補佐 29,700円～31,700円

9. 特別職の報酬等 (平成25年度分)

区分	町長	副町長	教育長	議長	副議長	議員
給料・報酬月額	850,000円	670,000円	560,000円	300,000円	245,000円	235,000円
期末手当月数	2.95月分			3.1月分		

期末手当は、給料・報酬月額に役職加算を乗じたものを基礎額とします。

※上記の公表金額は、税や各種保険料等を引く前の金額で、いわゆる手取り額ではありません。

10. 部門別職員数 (平成26年4月1日現在)

区分	部門	職員数		対前年増減数
		平成25年度	平成26年度	
一般行政	議会	3	3	
	総務	33	35	2
	税務	9	9	
	農水	10	10	
	商工	8	7	▲1
	土木	8	8	
	民生	62	52	▲10
	衛生	14	17	3
	小計	147	141	▲6
特別行政	教育	32	33	1
	警察			
	消防			
	小計	32	33	1
	合計	179	174	▲5
公営企業等	病院			
	水道	5	5	
	交通			
	下水道	2	2	
	その他	6	6	
	小計	13	13	
	総合計	192	187	▲5

※条例に定められている職員定数は250人

11. 年次別職員数(実績)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
職員数	201人	194人	192人	187人
対前年増減数	▲3	▲7	▲2	▲5

1. 人件費 (普通会計決算) 人口は平成26年3月31日現在

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	24年度(参考)
25年度	10,197人	89億4,666万円	13億7,578万円	15.4%	17.3%

※普通会計とは、一般会計に診療所会計を加えたものです。

2. 職員給与費 (普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
25年度	178人	6億766万円	7,830万円	2億1,344万円	8億9,940万円	505万円

※特別職及び公営企業等会計部門を除く。

3. ラスパイレス指数

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ラスパイレス指数	91.3	91.5	92.1	93.5

※ラスパイレス指数とは、国の給料を100とした場合における美浜町の給料の指数です。

4. 初任給

区分	一般行政職	技能労務職	医療職(三)
高校卒	142,100円	139,500円	—
短大3卒	—	—	191,300円
大学卒	163,600円	—	200,600円

※短大3卒…3年生の短期大学の卒業生

5. 学歴・経験年数別平均給料月額 (平成26年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		一般行政職	241,040円	281,250円
	高校卒	202,300円	248,250円	297,433円

6. 平均給料月額及び平均年齢 (平成26年4月1日現在)

区分	平均給料額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	304,703円	348,116円	40.9歳

※給与月額は、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

7. 期末・勤勉手当 (平成25年度支給割合)

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.6月分
勤勉手当	0.675月分	0.675月分	1.35月分

美浜発電所の状況



今回の報告では、12月18日から1月19日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

- 第25回定期検査中 (平成23年5月14日)
- 美浜3号機
- 第27回定期検査中 (平成23年12月18日)
- 美浜2号機
- 第25回定期検査中 (平成22年11月24日)
- 美浜1号機

「原子力緊急事態支援機関」の拠点施設の整備に着手しました。

町では、平成25年9月に、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ電気事業連合会が整備する「原子力緊急事態支援機関」の誘致を表明(広報みはま…平成25年10月号参照)しましたが、このほど、当機関の拠点となる施設の整備場所や規模等が決定し、準備工事を開始しました。

今月号では、本施設の概要をお知らせします。

【当機関の役割】

- 原子力発電所等の災害時に、遠隔操作ロボット等の資機材を用い迅速に事故の収束活動を支援。
- 平常時は、緊急時対応要員を計画的に訓練。また、ロボット等資機材の保守管理、改良等を行うとともに、関係機関との技術交流等を実施。

【整備場所】
福井県三方郡美浜町久々子38号辻堂59の1番地

【敷地面積】
約20,000㎡

※今後ヘリポートの計画により面積増となります。

【整備計画】
平成27年度に整備が完了した施設から運用開始。

整備場所及び施設・資機材(イメージ)

資機材等

- 遠隔操作偵察・計測用ロボット
高線量の現場や高所からの状況把握
- 遠隔操作作業用ロボット
屋内外の障害物撤去等の現場作業
- 現地指揮車両・資機材搬送車両等
緊急事態対応要員や資機材の搬送、現地指揮

資機材保管庫・車庫
鉄骨造1階建 (ロボット保管、改良実証、車両保管)

調整池

屋外訓練フィールド

事務所棟
鉄筋コンクリート造2階建 (事務室、研修・訓練等)

梅街道、美浜町総合体育館、美浜町民広場、MMネット、美浜町B&G海洋センター、湖老岳人のホ、龍沢寺、県園芸試験場、金山線

12. 職員採用候補者試験の実施状況(平成25年度分)

□ 試験日程等

種類	試験区分	公告日	申込受付期間	試験日		最終合格発表日
				第1次試験	第2次試験	
高校卒業程度	事務	平成25年7月5日	平成25年7月25日~8月15日	平成25年9月22日	平成25年10月26日	平成25年11月12日
	保育士					
	土木技師					
	管理栄養士					

□ 申込者数・受験者数・合格者数及び競争倍率

種類	試験区分	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験		競争倍率
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
高校卒業程度	事務	2	21	19	6	6	3	6.3
	保育士	1	1	1	0	0	0	-
	土木技師	1	2	2	2	2	2	1.0
	管理栄養士	1	4	2	2	2	1	2.0
	計	5	28	24	10	10	6	4.0

13. 職員の勤務時間等の状況(平成25年度分)

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	正午から午後1時まで

※公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員(保育園等)は、上記以外の勤務時間の割り振りとなります。

15. 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成25年度分)

□ 職員の健康管理の状況

職員の健康の保持増進を目的とした各種健康診断等の厚生事業は、労働安全衛生法等に基づき実施しています。

健康診断・検診名	受診者数	決算額
定期健康診断	140人	1,866,098円
人間ドック	47人	

□ 美浜町職員組合事業の実績状況

職員の福祉向上と互助共済を目的とした事業は、主に職員による互助組織である「美浜町職員組合」が実施しています。

名称	美浜町職員組合		
組合員数	172人		
町補助金	1,000,000円		
主な事業	事業区分	事業内容	参加人数
	福利厚生事業	人間ドック助成等11事業	239人
	教育文化事業	環境美化活動等6事業	147人
	組織強化事業	意見箱設置	-

14. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況(平成25年度分)

□ 分限処分の状況

降任	免職	休職	降給	合計
0人	0人	1人	0人	1人

※分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことをいいます。

□ 懲戒処分の状況

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

※懲戒処分とは、職務上の義務違反等公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことをいいます。

□ 公務災害発生状況

職員が工作中や通勤途中でけがをしたり、仕事が原因で病気になったりした時は、原則として公務災害として取り扱いません。

町長部局	議会事務局	教育委員会事務局	左記以外	計
1人	0人	3人	0人	4人

※お問い合わせ先 町総務課(担当・瀬戸) ☎32-6700



申告期間:2月16日~3月16日まで 所得税の確定申告をお願いします

■ お問い合わせ先 敦賀税務署 ☎ 22-1010

所 得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算する手続きです。

申告が必要な方は、税務署または町税務課で期間中に必ず申告手続きを行ってください。

確定申告をしなければならない方

- 事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方等で所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
- サラリーマンで給与の年収が2,000万円を超える方や、主たる給与以外の給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える方や、年金所得者で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

確定申告をすれば所得税が還付される方

給与所得者で確定申告の必要

がない方でも、次のいずれかに該当し、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により、納め過ぎた税金が還付されます。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財等の資産に受けた損害等について雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけが等で支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合等

確定申告時の注意点

- 居住者の方で、その年の12月31日においてその価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、3月15日までに国外財産調書の提出が必要です。
- 平成25年から平成49年まで復興特別所得税(原則として所得税の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。記載漏れのないようにしてください。

ネットから便利!! 確定申告

税務署では、国税庁のホームページを活用した申告書の作成と、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」の利用を推進しています。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp の「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」を作成してください。

確定申告 検索

メリット

- ① 24時間いつでも利用可能です。
- ② 税務署に行く必要がありません。
- ③ 自動計算されるので、計算間違いがありません。
- ④ データを保存すれば、いつでも作業を再開できます。
- ⑤ 保存したデータは翌年以降も利用できます。

※e-Taxを利用して送信する場合、電子証明書の取得(要手数料)やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。



各集落での住民税(町県民税)の 申告受付を2月23日(月)から始めます

■ お問い合わせ先 町税務課(担当・馬野) ☎ 32-6702

住民税申告受付会場・日程

申告受付日	会場	受付時間
2月23日(月)	早瀬生活改善センター	13:30~14:30
	松原担い手センター	15:15~16:15
2月24日(火)	丹生公民館	13:30~14:30
	佐田公民館	15:15~16:15
2月25日(水)	坂尻多目的センター	13:30~14:30
	久々子生活改善センター	15:15~16:15
2月26日(木)	佐柿国吉会館	13:30~14:30
	南市文化会館	15:15~16:15
2月27日(金)	菅浜農業構造改善センター	13:30~16:00
3月2日(月)	上野生活改善センター	13:15~14:00
	大藪生活改善センター	14:30~15:15
	太田生活改善センター	15:45~16:30
3月3日(火)	麻生王の舞会館	13:30~14:30
	新庄山村開発センター	15:15~16:15
3月4日(水)	日向漁村センター	13:30~16:00

※この会場では確定申告の受付はできません。

確定申告をされる方は、税務署や町役場等の確定申告会場をご利用ください。

確定申告受付会場・日程

申告受付日	会場	受付期間
2月16日(月)	町役場 税務課	9:00~11:00
~3月16日(月)		13:00~16:00

※2月25・26・27日は、税理士が来庁して申告の指導や相談に応じます。

町 では、平成27年度の各集落での住民税(町県民税)の申告受付を2月23日(月)から始めます。

住民税申告が必要な方は、最寄りの会場または町税務課で期間中に必ず申告手続きを行ってください。

住民税の申告の期間

2月16日(月)~
3月16日(月)

申告をしなければならない方

平成27年1月1日現在、美浜町に居住し、次に該当する方

- 平成26年中に所得のあった方が所得が給与や公的年金だけで、支払者から支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされた方は、申告の必要はありません。
- 所得がなくても町役場から申告の案内の送付があった方(国民健康保険加入者等)

申告に必要なもの

- 印鑑
- 平成26年中の収入や必要経費を明らかにする書類(源泉徴収票等)
- 社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書
- 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の支払証明書

● 医療費控除を受ける方(※)は、医療費の領収書

※医療費の支払額から保険金等で補てんされる額を差し引いた額が10万円を超える場合(所得の5%が10万円以下の方はその金額)

